拙速な産科医療保障制度に反対

健康福祉委員会

健康福祉委員会では、病院事業の設置に関する条例改正案の審議が行なわれた。

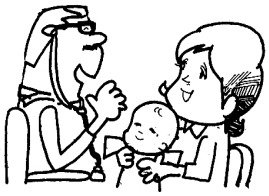

議案の内容は、産科医療保障制度の創設に伴い、医療センターの分娩介助料を同制度の保険料相当分として 3 万円引き上げるもの。この引き上げ分は、医療保険から妊婦に給付される出産育児一時金の額が同額引き上げられ、妊婦の直接の負担増はないことになっている。

この制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の児とその家族へ経済的保障（3000 万円）を行なうとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行ない、産科医療の質の向上とをめざすものとされている。

障害者団体などが制度撤回を要求

しかし、この制度については、脳性麻痺で障害を負った人たちや団体から、新たな差別と脳性麻痺に対する偏見を持ち込むものだと批判し、制度の撤回を求めている。

しかも、この制度は、医療機関が加入する保険にも係らず、その掛け金が医療保険から出産する本人に給付される出産育児一時金の一部が充てられ、医療機関の負担がないこと。

出産育児一時金は公的な医療保険から支出されるが、運用は民間保険会社が行なうことになっており、財務諸表が公開されず国民の監視が担保されていないこと。

年間に脳性麻痺の児の発生は 2300 人程度であるが、対象となるのは 500 人から 800 人と見込まれ、先天的要因や 2000g 以下の児は対象外になること。保険料は年間で 300 億円になるが、補償金額は最大でも 240 億円、その差額が民間保険会社の利益になること。対象人数を専門家の推計より過大に見込んでおり、保険料 3 万円の根拠が明確でないことなど様々な問題があることを質疑の中で明らかにした。

今回の拙速な産科医療保障制度の導入は中止し、国が責任をもった制度として制度設計をやり直すべきだと述べ、議案に反対した。議案は市民社会ネットを除く多数で可決された。

障害者権利条約の理念が欠如した計画

市から「第 2 次障害者施策に関する計画」（素案）や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（素案）の報告があった。

「第 2 次障害者施策に関する計画」については、障害者権利条約やこの権利条約に反する障害者自立支援法の見直しが触れられていないことを指摘。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」については、サービス見込量や施設整備計画が、高齢者の実態調査に基づいた計画になっていないこと。特に重度の在宅介護者の実態、施設入居待機者の実態を調査し計画に反映することを求めた。

また、特別養護老人ホームについて、低所得者のためにユニット型（個室）だけでなく、4 床室を作ることを否定はしないが、低所得者であっても個室に入れるような制度にすることが重要なことだと述べた。

IS 値 0.4 未満の校舎も改修せよ

予算特別委員会

学校校舎の耐震改修について、市はこれまで耐震構造指数（IS 値）0.4 未満を「震度 6 強程度の地震で崩壊する危険のあり、緊急に耐震改修を要する校舎」と言って来た。しかし、国が IS 値 0.3 未満に限って補助率を上げたところから、市も IS 値 0.3 未満の校舎に限って優先的に耐震改修を進めている。

学校によっては、IS 値 0.3 未満と 0.4 未満の両方の校舎があり、0.3 未満の校舎は先に改修するが 0.4 未満の校舎が後回しになる学校が出てくる。費用のことも考え 0.4 未満の校舎も同時に改修すべきではないかと質問。

教育委員会は繰り返し「0.3 未満の校舎を優先的に改修する」と答弁したが、これに納得せず再度質問をしたところ、ようやく財政部長から「どうすれば財政的にもよいか検討したい」との答弁があった。

また、県下で、もっとも遅れていた学校校舎の耐震改修は、私たちの主張で、9 月議会、12 月議会と事業促進の補正予算が出されたが、市は、本年 3 月議会でも事業をさらに加速するための補正予算を提出することを明らかにした。